

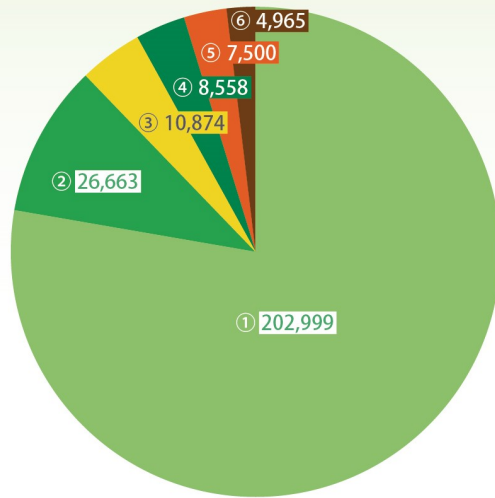
# 令和2年度佐賀県森林環境税の使いみち

- ① さがの森林採光事業 202,999
- ② ふるさとの森林づくり事業 26,663
- ③ 次代へつなぐ森林再生事業 10,874
- ④ 県民参加の森林づくり事業 8,558
- ⑤ 未来へつなぐ宝の森林整備事業 7,500
- ⑥ さがの森林再生推進事業 4,965

単位：千円

**支出総額 261,558千円**

※四捨五入により計は必ずしも一致しない



# 佐賀県森林環境税の仕組み

さかの森林を県民みんなで支えていくため、県民と法人に広く負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいています。

## 納税義務者

- 個人** (その年の1月1日現在で)
  - 県内に住所がある方
  - 県内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている方
  - ※非課税となる方
    - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者等で前年の所得金額が一定額以下の方など
- 法人** 県内に事務所または事業所を有する法人など

## 税率

- 個人** 年額500円  
(個人県民税均等割の納税義務者が対象)
- 法人** 資本金等の額の区分により1,000~40,000円が加算されます

## 課税期間

- 個人** 平成30年度～令和4年度
- 法人** 平成30年4月1日～令和5年3月31日の間に開始する事業年度分

※5年間  
(課税期間については、効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します)

## 税収の管理

基金により管理し、「さがの森林再生事業」に使いみちを限定します

**税収規模** 約2億4千万円(平成ベース)

# 令和2年度 実施箇所



# 未来につなげよう！ さがの森林



これからも県民の皆さんと豊かな森林づくりを進めます。  
ご理解とご協力をお願いします。



QRコードからもご覧いただけます

佐賀県森林環境税 検索

豊かな森林づくり・税の使いみちに関すること  
佐賀県 農林水産部 森林整備課  
TEL 0952-25-7134 FAX 0952-25-7312  
MAIL shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

税の仕組みに関すること  
佐賀県 総務部 税政課  
TEL 0952-25-7021 FAX 0952-25-7294  
MAIL zeisei@pref.saga.lg.jp